

○郡山市交通遺児激励金支給規則

昭和46年4月20日

郡山市規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、「こどもの日」を記念して交通遺児に対し交通遺児激励金（以下「激励金」という。）を支給するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「交通遺児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父母（養子縁組をした場合にあっては、養父母とする。以下この項において同じ。）又はそのいずれかが交通事故により死亡した者（父母のいずれかが交通事故により死亡した後において、そのいずれかが再婚（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）した者を除く。）
- (2) 父母が死亡した後、三親等内の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に扶養されていた者で、当該親族が交通事故により死亡したもの

2 前項における「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する交通事故をいう。

(平9規則14・平10規則20・平28規則36・一部改正)

(支給の対象)

第3条 激励金は、毎年5月5日現在において、市内に住所を有する交通遺児を扶養している者に対して支給する。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、交通遺児1人につき年額100,000円とする。

(昭56規則4・平6規則23・平9規則14・平10規則20・平15規則4・令6規則6・一部改正)

(使途の制限)

第5条 激励金は、交通遺児の健やかな成長と勉学の励みとなるように使用しなければならない。

(激励金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により激励金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(平10規則20・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平10規則20・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年郡山市規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年郡山市規則第4号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成6年郡山市規則第23号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年郡山市規則第14号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年郡山市規則第20号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年郡山市規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成28年郡山市規則第36号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年郡山市規則第6号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。